

## **医療器材洗浄・滅菌・内視鏡（ファイバースコープ）洗浄業務等要領**

本要領は、「琉球大学病院 医療器材洗浄・滅菌・内視鏡（ファイバースコープ）洗浄業務等委託」における各業務の主要なポイントをまとめたものであり、本要領に記載のない詳細な作業手順等については、委託者職員の指示に従って実施すること。

### **1. 洗浄滅菌業務**

#### **(1) 洗浄業務**

- ① 器材洗浄は、必要時には用手洗浄後、器械専用自動洗浄装置を用いて行うこと。
- ② 自動洗浄装置で洗浄できない処置用機器器材や手術機器器材は、各器材に適した用手洗浄方法を選択し、作業手順書をもとに洗浄を行うこと。
- ③ マイクロ器材等の特殊器材は、用手洗浄もしくは超音波自動洗浄機(レビテーション洗浄)および減圧沸騰式洗浄機を用いて洗浄を行うこと。
- ④ 各自動洗浄装置の故障時は、速やかに本学責任者に報告すること。
- ⑤ 材料部と外来・光学診療部に設置の自動洗浄装置は、土日祝日、毎朝1回、直接・間接法による洗浄評価を行い、本学責任者に報告すること（平日は本学職員が実施する）。
- ⑥ 手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ、hinotori）等の手術器材は、推奨されている手順に沿って洗浄すること。
- ⑦ コンテナおよびカートの洗浄を行うこと。
- ⑧ 週1回材料部にあるすべての自動洗浄機の定期清掃を行うこと。洗浄機のプロペラを外した場合は、適切に取り付けられているか、必ずダブルチェックすること。
- ⑨ 業務終了時は、シンク・テーブルの清掃を行うこと。

#### **(2) 乾燥業務**

- ① 大型搬送カートについても、洗浄後、充分乾燥させること。

#### **(3) 検査・組立・セット包装業務**

- ① 洗浄前と組立時に破損等がないかを確認し記録へ残すこと。なお、記録の保存期間は1年間とする。
- ② 不良器材や破損などが認められた場合には、速やかに本学責任者へ報告後、器材の補充を行うこと。
- ③ 組立業務は、処置や手術に必要な器機器材をコンテナ用バスケットおよびトレー等に整然と配置し、必要に応じてコンテナ内部にセット器械リストを封入して各種滅菌方法に対処でき得る状態にすること。
- ④ セット包装業務は、処置に必要な器材を滅菌パック内に納め、各種滅菌方法に対処でき得る状態にすること。
- ⑤ トレーサビリティーシステムを活用し、組み立て登録すること。
- ⑥ 手術部の予備器材がない場合は、速やかに本学職員へ連絡すること。
- ⑦ 滅菌コンテナの破損の有無を確認すること。破損があった時は、手術部に速やかに連絡すること。

#### **(4) 滅菌業務**

- ① 組立業務および各種セット包装業務で準備されたコンテナおよび滅菌パック内器材等を高圧蒸気滅菌装置、過酸化水素ガスプラズマ滅菌装置、過酸化水素ガス滅菌装置（酸化エチレンガス滅菌は外部委託）を用いて滅菌状態にすること。
- ② 滅菌の質保証（C I、B I、P C D、ボイイデックテスト等）を実施し、モニタリングを行い記録に残すこと。
- ③ トレーサビリティーシステムを活用し、滅菌登録すること。

### **2. 内視鏡（ファイバースコープ洗浄業務）**

#### **(1) ファイバースコープ本体の洗浄消毒業務**

- ① 内視鏡用機器全般（硬性鏡、軟性鏡およびケーブル・チューブ類も含む。）の洗浄方法は、用手洗浄後、もしくは内視鏡洗浄消毒装置および減圧沸騰式洗浄機、超音波自動洗浄装置等を用いて行うこと。
- ② 使用後のファイバースコープ受け取り、速やかに洗浄を行うこと。

- ③ ファイバースコープおよびアクセサリー類使用後、予備洗浄スプレーを噴霧（ファイバー内腔も含む）し、専用ボックスに収納密閉後、一次洗浄（表面洗浄・ブラシ洗浄・すぎ・洗剤浸漬）を行うこと。
  - ④ 自動洗浄消毒装置にて漏水検知を行い、漏水の有無を確認すること。
  - ⑤ 自動洗浄消毒装置にて洗浄・消毒を実施すること。
  - ⑥ 乾燥後、所定の位置（ファイバースコープハンガーまたはファイバースコープ保管庫）への搬送および収納を行うこと。
  - ⑦ 保管庫は定期的に清拭を行い常に清潔な状態にすること。
  - ⑧ ファイバースコープに異常が確認された場合は、直ちに本学責任者へ報告すること。
  - ⑨ 異常が確認されたファイバースコープの状況等を記録し、保管しておくこと。
- (2) 自動洗浄消毒装置の運用管理業務
- ① 日常点検項目に基づき、始業点検（土日祝のみ）および終業点検を実施すること。
  - ② 実施項目を点検表へ記録し、保管すること。
  - ③ 自動洗浄消毒装置の洗浄履歴を記録し、保管すること。なお、使用した洗浄装置、洗浄したスコープ、作業実施者を記録すること。
  - ④ 所定回数または日数使用した消毒液濃度を判定し、確認すること。
  - ⑤ 濃度チェック判定結果を記録し、保管すること。
  - ⑥ 洗浄剤の残量を確認し、必要時補充すること。
  - ⑦ 消毒用エタノールの残量を確認し、必要時補充すること。
  - ⑧ 洗浄消毒終了後、その評価を行うこと。
  - ⑨ ディスオーパは施錠管理し使用時と補充時は管理簿に記載すること。

(3) 関連備品の洗浄業務

内視鏡関連で使用した物品の洗浄を行うこと。主な対象備品はバット、コーグル、ポリープ回収コテナ、足用の滑り止めマット、患者個人のバルーンなどの洗浄、食道圧測定器、薬剤入れのバット、マンシエット、コード類等であるが、これらの備品に限らず関連備品と見なせるものは洗浄対象とすること。

(4) 内視鏡等の搬送業務

業務時間内において、使用済みおよび洗浄後の内視鏡等を使用部署へ搬送すること。  
・洗浄滅菌部門 ⇄ 手術部 : 洗浄滅菌部門勤務者  
・各外来 ⇄ 4階ファイバー洗浄室 : 4階ファイバー洗浄室勤務者

### 3. 手術部支援業務

- (1) 回収・仕分け業務
- ① 手術終了後の器材の回収、仕分け業務を行うこと。
  - ② 手術で使用した器材のカウント方法は、手術室において手術室スタッフとダブルチェックを行い、使用後の敷物の片付け等を行うこと。
  - ③ 手術室で使用したすべての器材に破損がないか手術室スタッフと必ず確認し記録すること。
- (2) 搬送業務
- ① 専用エレベーターを利用し、洗浄依頼器材および滅菌済み器材等の材料部と手術部間の受け渡しをすること。
  - ② 業務終了時の器械の受け渡し時は紙面および口頭にて最終報告をすること。
- (3) 借用器材の受け渡し業務
- 業者借用器材の受付および返却を行うこと。持込器材は写真を撮り、患者名、手術日、執刀医等を記入し手術部ワーク（看護師）に申し送りをすること。
- (4) 術間清掃業務
- ① 手術終了後業務（片付け・一次処理）
    - ア 手術後の片付けは、室内の基本備品（麻酔器、手術台、手術台用のアクセサリー類、医療用吸引器、出血量カウント台、パソコン台、扇形台、メイヨ台、ベースン台、足台、イス、保温用温風器、ブランケット、DVT 予防器具）以外の医療機器、未使用の手術材料および手術器具類を優先に行い、指定された定位置へ格納を行った後に、使用した機器器具類の片付けをすること。

- イ 手術後の片付けは、麻酔器に使用した物品、手術台、手術台用のアクセサリー、医療用吸引器、出血量カウント台、パソコン台、扇形台、メイヨ台、ベースン台、医療用機器、イス、足台、コード類を清拭し、所定の方法にしたがって収めること。
- ウ 手術室内的清掃について、本学が指定した清掃用具、洗浄剤を用いて床以外の機器・物品を清拭すること。無影灯ライト（天井吊り下げ設置ライト）については、手術毎に使用後のセンターハンドルを外し、ライトヘッドおよびアームの清拭を行うこと。
- エ 手術台は清拭後に専用の清潔なリネンを用いてベッドメイクをすること。
- オ 使用した医療材料、コード、ケーブル類は、単回使用（1回使用使い捨て）または再生使用材料であるか確認し、定められている方法に則り廃棄または処理すること。処理方法が不明な材料類は必ず確認を行うこと。
- カ 廃液について、術野廃液、排泄物は汚物槽に排水もしくは、排液凝固剤でゲル状にし、吸引等のボトルとまとめて感染性廃棄ゴミ袋に廃棄すること。また、医療廃棄物は本学指定廃棄物に分類し、廃棄カートに保管すること。
- キ 使用後の洗面器、廃液ボトル（尿・吸引）、円座枕、体位支持具、恒温槽、バケツ30～60Lは、用手洗浄し、十分に乾燥させ、所定の位置に納めること。
- ク 使用したりネン類は、洗濯回収カートに収めること。なお、汚染されたものは血液洗浄用スプレーを局所に噴霧し、指定の袋に入れ、種別に応じて分別した上で洗濯回収カートに収めること。加えて、病衣等、ポケットがあるものについては、必ずポケット確認を行うこと。
- ケ 布団カバー、枕カバー、ボディグローブ、抑制帯、除圧用具等について、汚染が確認された場合、もしくは、発注者から依頼があった場合は、洗濯機で洗浄し、乾燥させること。
- コ 麻酔カートについて、使用した物品（注射器、注射針、三方活栓、点滴チューブ、薬剤アンプル・バイアル、点滴用パックを含む）特に使用後の注射針などで針刺しをしない様、十分に気を付けて片付けた後、清拭を行うこと。
- サ 手術終了後の手術器具の片付けについて、看護師の依頼に基づき、患者在室の有無にかかわらず、体内遺残のないことを確認した上で器具片付けを行うこと。
- シ 手術器具を片付ける際に、手術用不織布ドレープや穴あきドレープのポケット内に器具がないことを確認すること。また室内床に置いている器具はひとまとめにすること。また器具に付着している組織片など確認を行い、残存がある場合には必ず看護師へ申し出ること。
- ス 手術器具の片付けは、器械構成表（定数）の写真に沿って種類・本数のカウント確認すること。構成表の順番通り扇形台に揃えて洗浄用カゴに納めること。カウントした器具は洗浄・滅菌委託業者に構成表（定数）と合致したことを伝え、洗浄依頼すること。また、手術器具の引継ぎの際に、最優先に洗浄・滅菌の必要性のある器具は急ぎの旨を申し送ること。
- セ 手術器具に不具合のある場合は、看護師に詳細を確認し、洗浄・滅菌委託業者に申し送ること。また、不具合の部分は写真に保存すること。
- ソ 手術器具の片付け、引継ぎは速やかに行い術間時間の短縮に努めること。複数の手術が同時に終了した場合の片付けは、看護師へ優先ルームを確認した後に行うこと。
- タ 使用後の手術器材は、コンテナに収納し予備洗浄スプレーを散布し蓋を閉めて汚染器材搬送用カートに収納する。

## ② 次の手術準備業務

- ア 手術室の準備について、予定されたルーム番号を確認し、手術申込書をもとに手術患者別にピッキングされた手術材料および手術器具や医療機器・モニター装置の搬入、術式の体位に該当する手術台を選択し、患者頭部の位置を確認したうえで作成すること。その際に、体位固定除圧用具カート等を室内に準備し、手術部位の確認および体位固定除圧用具の不足分を確認し、補充を行うこと。または不足分を看護師に申し送ること。
- イ 手術室の備品（麻酔器に使用した物品、手術台、手術台用のアクセサリー、足台、コード類など）を定数に合わせて補充すること。また、手術材料に院内用バーコードラベルが貼り付けている物品は、バーコードラベルをはがし所定の伝票へ貼ること。
- ウ 手術に使用する備品や物品などの準備について、体位固定除圧用具カート、リネン棚、手術台作成カート、ギブスカート等の補充整備を行うこと。また室内保管の消毒液や製剤、点滴バック類は定数に沿って補充を行うこと。
- エ 麻酔カートの補充を行うこと。薬品については、本学職員が補充した薬品セットを麻酔カートへセットすること。（※未使用の薬剤等はスタッフへ声掛けを行い、処理してもらう）
- オ 麻酔に使用する物品（吸引器、円座、ヘッドバンド、聴診器、喉頭鏡、バイドブロックなど）をピッキングし、各手術室に準備すること。
- カ 室内環境について、麻酔介助のできる環境整備を目的として、医療機器や床にある備品は手術

台周辺から四隅に移動すること。

③ 定期業務および環境維持

- ア 週間業務表（曜日別業務）に従って、医療機器の清拭や室内の備品、リネン類、物品補充整備など行うこと。
- イ 手術室内および手術部内廊下について、医療機器や備品または各科専用材料保管カート、内視鏡タワー類などは所定の位置に納め、常に整理整頓された環境維持に努めること。
- ウ 器材室や材料倉庫のある備品や物品などは、可動確認を行い、取り出しやすいように常に整理すること。

④ 他部署関連業務

- ア 回復室および検査室について、心電図・呼吸モニター機器の本体やコード、棚を清拭し物品補充すること。
- イ 回復室の寝台について、使用後は清拭した上で清潔なリネンを用いてベッドメイクすること。

#### 4. その他業務

- (1) 洗浄・滅菌業務で使用する各作業場（材料部の洗浄室・組み立て室・滅菌室、光学診療部等の内視鏡洗浄エリア、4F ファイバー洗浄室等）の物品補充および環境整備を行うこと。シンク内の洗浄、整理整頓を毎日行い、ブラシ等は週1回交換を行うこと。
- (2) 洗浄・滅菌業務で使用する機器類の清掃および日常点検を行い、適切な洗浄・滅菌業務が実施できる体制を整えること。また、異常がある場合は本学職員に報告し、対応を依頼すること。
- (3) 内視鏡等のスコープ保管庫の整理整頓等、環境整備を行うこと。
- (4) 消耗品のチェックおよび発注依頼（EOG 滅菌、過酸化水素滅菌、衛生材料等）、滅菌補充を行うこと。
- (5) 洗浄・滅菌装置等の各種装置の整備、点検および管理等の支援を行うこと。
- (6) 滅菌済み鋼製小物の单品類補充を行うこと。